

第 2 7 回 農 地 部 会
議 事 録

期 日

平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日 開 会

平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成28年10月12日(水)午前9時30分 米沢市農業委員会第27回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(17名)

1番 吉田健二 委員	8番 高橋信夫 委員	15番 伊藤精司 委員
2番 大橋久芳 委員	9番 鈴木孝一 委員	16番 高橋秀治 委員
3番 佐藤健一 委員	10番 佐久間英之 委員	17番 大野澤進 委員
4番 高橋祐弘 委員	11番 上村貞義 委員	
5番 二宮啓一 委員	12番 中村圭介 委員	
6番 長谷部秀昭 委員	13番 菅野英一郎 委員	
7番 中根友裕 委員	14番 安部輝雄 委員	

欠席通告委員

18番 石川正義 委員

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	町田 和利
事務局長補佐兼農政振興主査	岩倉 司
農地 主 査	戸田 美恵子
主 査	水谷 春栄
主 査	佐藤 秀洋
主 事	渡部 史紀

会議に付議した事項

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第7号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について |

開 会 午前9時30分

議 長 おはようございます。時間前ですが、全員出席ということで、これより部会のほうを進めさせていただきたいと思います。

先日、農政局よりチラシが入り、内容的には今回の台風の影響による長雨によるソバの発芽及び生育不良というようなことで連絡が入っておりました。私も非常にソバのできが悪いというので、農政局のほうに確認をしたところ。半分近くはコンバインによる収穫作業をしなくてもいいというようなことをお話したところ、「各市町村の考え方だ、ここから先もだ」というようなことで返答がありました。果たして米沢市の場合、各地区どのような考え方をしているのか、また、今後の収穫作業等において収入減少のこともありますので、どのように考えているのかを、これからのあり方を少し検討していかなければいけないのではないかと思うところです。

また、皆様方におかれましても、稲刈り終盤、終わった方もたくさんいると思います。きょうも雨というようなことで、私もまだ半分くらいしか収穫作業終えていないんですが、せわしい年、また下の条件も悪いというようなことで、けがや事故のないようによろしくお願ひしたいと思います。

では、部会のほう進めていきたいと思います。

それでは、ただいまより第27回農地部会を開催いたします。

初めに、「農業委員憲章」の唱和をお願いいたします。発声は8番高橋信夫委員をお願いいたします。

(唱和)

本日、石川委員が欠席というような通知がありました。本日の出席委員は18名中17名であり、去る10月7日に通知しました第27回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、6番長谷部秀昭委員、7番中根友裕委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田農地主査

それでは、お手元にあります議案書の1ページの報第1号をごらんいただきたいと思います。訂正ではなくて追加になりますので、農事相談のときにお渡しした議案書では受付番号28号が抜けておりましたので、先ほどお配りした非農地証明の報告についての1ページ分、差しかえということでよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。
議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採
草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号28号から31号までの計4件。畑のみ4筆 564㎡、そして
合計も同一でございます。

受理番号28号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地等の
表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転
用年月日は昭和60年ごろです。申請理由は、昭和60年ごろから耕作せず
放置しており、現在木が生い茂っているためです。

受理番号29号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地等の
表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種への転用です。転
用年月日は昭和50年頃です。申請理由は、昭和50年ごろから駐車場とし
て利用しているためです。

受理番号30号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地等の
表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転
用年月日は昭和60年7月26日です。申請理由は、昭和60年7月26日
付指令農政第344号で農地転用許可を得ているためです。

受理番号31号 申請人 ○○○○・△△△△、所有者も同一であります。
土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用
です。転用年月日は昭和46年7月12日です。申請理由は、昭和46年7
月12日付指令農拓第379号で農地転用許可を得ているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

15番 (伊藤精司委員 挙手)

議長 伊藤委員。

15番 15番伊藤です。

追加になりました28号ですけれども、場所はどの辺ですか。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 場所につきましては、南原小学校から見て北側、南原住宅団地から見ると
北西側になります。よろしく申し上げます。

議長 よろしいですか。(「はい、大体わかりました」の声あり)

そのほかありませんか。

全 委 員
議 長

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと、下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号44号、45号の計2件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。該当筆数及び地積は、田16筆 10, 293. 18㎡、畑1筆 479. 00㎡、計17筆 10, 772. 18㎡です。

受理番号44号 貸人 ○○○○ 成年後見人 △△△△、借人 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

受理番号45号 貸人 ○○○○ 成年後見人 △△△△、借人 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号74号から82号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長

(挙手)

水谷主査。

水谷主査

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その確認を得るため、その可否を求めます。

受理番号74号から82号までの計9件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。申請筆数及び地積は、田37筆 42,738.18㎡、畑9筆 3,281.55㎡、計46筆 46,019.73㎡です。

受理番号74号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための使用貸借再設定です。

受理番号75号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための使用貸借再設定です。

受理番号76号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための使用貸借再設定です。

受理番号77号 貸人 ○○○○ 成年後見人 △△△△、借人 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための賃貸借です。

受理番号78号 貸人 ○○○○ 成年後見人 △△△△、借人 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための賃貸借です。

受理番号79号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号80号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための使用貸借再設定です。

受理番号81号 貸人 ○○○○ 成年後見人 △△△△、借人 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金受給のための賃貸借です。

受理番号82号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営縮小による売買です。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議 長
2 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
では、受理番号74号。
(大橋久芳委員 挙手)

- 議 長 大橋委員。
2 番 2 番大橋です。
農事相談の折、佐藤利夫委員のほうから報告がありましたので、ご説明申し上げます。
川西町の方ですが、広幡町下小菅のほうに田んぼをつくっているということで、経営委譲年金を受給するための再設定だそうなので、特に問題ないということでした。よろしくをお願いします。
- 議 長 75号。
9 番 (鈴木孝一委員 挙手)
議 長 鈴木委員。
9 番 75号につきまして報告させていただきます。
なお、〇〇〇〇、△△△△氏は親子関係でありまして、経営委譲年金受給者というようなことでの再設定でありまして、電話連絡で確認させていただいたわけですが、それぞれの営農を水稻作付ということで継続しておられるということでありましたので、ご報告申し上げます。
以上です。
- 議 長 76号。
7 番 (中根友裕委員 挙手)
議 長 中根委員。
7 番 7 番中根です。
76号、ご説明いたします。
これは、古畑功一委員の案件でありまして、私が調査しました。〇〇さんと△△さんは親子関係で、経営委譲年金受給のため再設定でございます。特に問題ないと思われますので。よろしくをお願いします。
- 議 長 77号。
1 1 番 (上村貞義委員 挙手)
議 長 上村委員。
1 1 番 11番上村です。
私のほうから77号、81号を説明申し上げます。
両案件とも寒河江一紀委員の調査でありまして、農事相談の折、申請事由等にあるとおり特に問題ないということで、報告を受けました。以上、報告します。
- 議 長 78号。
5 番 (二宮啓一委員 挙手)
議 長 二宮委員。
5 番 78、79号について調査してまいりました。

〇〇〇〇さんのほうへ直接お話を伺ってきました。

△△△△さんは、ただいま施設に入っていて経営委譲年金受給のための賃貸借であります。

78号、79号の貸人〇〇さんと△△さんは親子関係にありまして、△△さんは、現在警察官職です。今まで口約束で耕作していたものを今度別人と賃貸関係を結ぶということでもありますので、何ら問題はないものと思われま

議 長
15番
議 長
15番

80号。

(伊藤精司委員 挙手)

伊藤委員。

15番伊藤です。

80号について説明させていただきます。

貸人〇〇〇〇さんに聞いたところ、今までも経営委譲年金のために娘さんの△△△△さんと貸し借りというようなことで、結んでおりますが、再設定ということで、問題ありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
10番
議 長
10番

82号。

(佐久間英之委員 挙手)

佐久間委員。

10番佐久間です。

82号について説明申し上げます。

昨日、〇〇〇〇さん本人にお話をお聞きいたしまして、高齢化によります経営縮小というようなことで間違いないということでご報告を申し上げます。以上です。

議 長
3番
議 長
3番

それでは、受理番号74号から82号までについて、意見並びに質問ありませんか。

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

3番佐藤です。

一応、3条について今各担当の委員から報告あったわけでありましてけれども、この77番からの〇〇〇〇さん、特に成年後見人がおられる方の面積でありますけれども、議第1号のほうで解約になったのが1町歩ちょっと、10、293㎡の田んぼであるわけなんですけれども、3条のほうでの契約になる面積が約2反近くふえているという数字でありますので、その関係についてどのような内訳になっているか確認をさせていただきたいと思ひます。

議 長

面積がふえているのはどういうわけかというので、これは事務局。

水谷主査 (挙手)
 議 長 水谷主査。
 水谷主査 77番と78番については、高畠町の〇〇さんと先に結んでおりましたが、18条解約のここにおいて、この筆の中に△△さん、〇〇さん、△△さんにそれぞれ、△△さんと〇〇さん、〇〇〇〇それぞれ分けてつくってもらったんですが、そのほかに△△さんと親子の使用貸借も解約があったので、そのほかに〇〇さんの親子使用貸借の中の一部を解約して山王堂委員が全部引き受けてつくっていただくことになったということです。

議 長 佐藤委員よろしいですか。(「はい」の声あり)
 では、そのほか質問、意見等ございませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。
 議 長 ないので、受理番号74号から82号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。
 議 長 異議がないので、受理番号74号から82号までについて、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)
 議 長 渡部主事。
 渡部主事 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による自己所有農地の転用申請について、受理番号4号の計1件です。畑のみ1筆 137㎡、合計も同一でございます。

受理番号4号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号4号を上程いたします。

8 番 (高橋信夫委員 挙手)
 議 長 高橋信夫委員。
 8 番 8番高橋です。
 4号についてご説明申し上げます。
 場所は米沢市〇〇〇〇地内になります。10月6日に現地を確認し、また代理人の行政書士の〇〇さんにお話を伺ってまいりました。現在、△△さんの住宅建設着工中でありまして、敷地の一部にこの土地を利用するというこ

とです。事前着工等はありませんでした。問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

- 議長 ただいまの受理番号4号について、意見並びに質問ありませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 ないので、受理番号4号について、許可することに異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないので、受理番号4号について許可することに決定いたしました。
- 議長 次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。
- 渡部主事 (挙手)
- 議長 渡部主事。
- 渡部主事 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号25号から31号の計7件で、田2筆 5,866㎡、畑12筆 4,228.80㎡、合計14筆 10,094.80㎡でございます。
- 受理番号25号 借人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は牛舎件飼料庫の建設のためです。こちらは農振農用地区域の農業用施設です。
- 受理番号26号 渡人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場(16台)の造成のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。
- 受理番号27号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲(3棟)の建設のためです。こちらは第2種農地で、中山間地の小集団の農地です。
- 受理番号28号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場・通路の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。
- 受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。
- 受理番号30号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場(6台分)の造成のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。
- 受理番号31号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は砂利採取(一年転用)(期間一年)のためです。こちらは1種農地で、一時転用、期間一年間です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
それでは、受理番号21号から31号を上程いたします。

1 6 番 (高橋秀治委員 挙手)

議 長 高橋委員。

1 6 番 16番高橋です。

受理番号25号、31号をご説明します。

最初に25号です。〇〇〇さんとお会いしてお話を聞いてきました。現在ある牛舎の奥のほうに牛舎兼飼料庫を建設したいということでした。現地確認してきたところ、事前着工等ありませんでしたので、問題ないと思われれます。

続きまして31号になります。こちら、△△△△さんとお会いしてお話を聞いてきました。この申請地で砂利採取をしたいということで、この申請地のほかに全部で1町8反くらいあるそうなんですが、今回は約6反ですが、今後3年間にわたって砂利採取をしてもらいたいということでした。私も以前ここで作付したときがあるんですが、本当にすごい石で、砂利をとったほうがよい圃場だと思われれますので、問題ないと思われれます。よろしく申し上げます。

議 長 26号。

1 1 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 上村委員。

1 1 番 11番上村です。

この案件も寒河一紀委員案件であります。農事相談の折に報告がありまして、現地確認をした結果、事前着工等はなし、あと聞き取り、〇〇行政書士さんのほうにお聞きしたところ、問題ないということでしたので、ご報告します。

議 長 では、27号。

1 7 番 (大野澤 進委員 挙手)

議 長 大野澤委員。

1 7 番 17番大野澤です。

27号と30号を説明申し上げます。

27号につきましては、〇〇さん、譲渡人の語りでは、高齢になりまして、現在長野県に移り住んでいるというようなことで、農業することもできなくなったと。自宅及び農地も売却したく、譲受人の〇〇〇〇のほうに譲り渡すというようなことでした。

空き家もあるわけですがけれども、〇〇〇〇によりますと空き家を中古住宅

として一応販売したいというようなことで、事前着工等もなく、何ら問題ないと思います。

30号につきましては、〇〇〇氏は会社の役員で、会社の駐車場がなく、会社のちょうど脇、△△氏より譲り受けて会社の駐車場として使用したいというようなことで、事前着工もなく、何ら問題ないというように思います。以上です。

議 長
8 番
議 長
8 番

28号。

(高橋信夫委員 挙手)

高橋信夫委員。

8番高橋です。

28、29号についてご説明申し上げます。

初めに、28号ですが、場所は〇〇〇〇地内になります。10月6日に現地を確認し、〇〇さんにお会いしてお話を伺ってまいりました。△△△△がこの申請地を取得し、分譲宅地として販売するということです。現在この土地は畑として利用しており、事前着工等はありませんでした。問題ないと思われれます。

続きまして、29号です。29号は、〇〇〇〇地内になります。この土地も10月6日に現地を確認し、代理人の行政書士の〇〇さんからお話を伺ってまいりました。申請人の△△さんが現在借家住まいのため、当地に住宅を建築するということです。事前着工等はありませんでした。問題ないと思われれます。よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの受理番号25号から31号までについて、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号25号から31号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号25号から31号について許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から7号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査

(挙手)

議 長

佐藤主査。

佐藤主査

議第5号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理番号1号から7号までの計7件でございます。内訳は、相対による所有権移転や売買が1件、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定が6件でございます。

この筆数、地積につきましては、田33筆 80,971㎡、畑1筆604㎡、合計34筆でございます。面積につきましては81,575.00㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問ありませんか。

1 4 番

(安部輝雄委員 挙手)

議 長

安部委員。

1 4 番

14番安部です。

この中で、受理番号5番、○○○○さん、この方について米沢平野土地改良区との連絡をしておったのかお聞きしたいと思います。

済みません、ちょっと言い忘れました。というのは、未収金がございますので、ちょっと検討していただきたいというふうに思います。

議 長

今のあいつで、未収金までいかないうちに○○さんとの連絡があったかどうかということ。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

その質問に対してお答えいたします。

今回受け付けた時点につきましては、米平との確認はしておりません。以上です。よろしくお願いします。

議 長

ということで、わからなかったというようなことで、ただ、米平さんとすれば、この契約が適切かどうかというようなことだね。（「それでは、再度調査を要請します。お願いします。」の声あり。

渡部主事

（挙手）

議 長

渡部主事。

渡部主事

その件につきましては、マッチング時点で調査いただいた委員から未収金があるものの回答はいただいております。今回、議案に上げることにしましては、調査いただいた委員と本人間でその旨は解決しておるということで、今回議案に上げさせていただいたところでございます。よろしくお願いします。（「この担当地区は委員さん、ちょっと誰でしたか」「遠藤伊一委員」の声あり）

佐藤主査

（挙手）

議 長

佐藤主査。

佐藤主査

賦課金の未収状況につきましては、今回この件につきましては、本人の未収なしという報告での申請だったものですから、そのまま手続きを進めたところでございます。なお、現状としまして、本人からの申請があった場合、それを信用するというふうなことでありますので、本人申請が虚偽であった場合、それを確認することが困難であるということで、申請時点で何らかに対応ができないかというふうなことでありまして、13日、あした、米沢平野土地改良区さんの事務担当者のほうと今後の対応について協議する予定でございますので、よろしくお願いします。（「その結果、次の部会あたりまで結論が出るんですか、それ」の声あり）あしたの事務担当者レベルでの会議ではどの程度まで詰められるかということですので、部会での報告は今のところちょっといつになるかは未定でございます。

議 長

ということで、米平の賦課金未納の場合は機構への貸し借り等においては取り扱わないというようなことで、再度皆さん方に。

渡部主事

（挙手）

議 長

渡部主事。

渡部主事

一つよろしいでしょうか。

米平の賦課金につきまして、賦課金の未納の有無にかかわらず、その部分は受付しないという要件の中には入っておりません。その部分につきましては、担当委員、地区担当委員と出し手の方及び受け手の方の調整の中で解決すれば、それで議案に上げられるものかと思っております。その上でこちらからお伺いしたり、今回の議案につきましては、継続となるのか、今回の議

案の中でどのような扱いになるのかお伺いしたいと思います。よろしく願
いします。（「はい、話わかりました。13日、あした両方の打ち合わせを
やって、万全を期するというような話でございましたので、今後そのような
ことで各農業委員の方に迷惑がかからないような、そして両方、貸し借りの
方にトラブルの出ないような形であしたよろしくご協議のほどお願いしたい
と思います。以上です。」の声あり）

議 長 　　ということで、貸し借り、賃貸契約においては、今後やっぱりあつせんす
る委員さん等のこういったトラブルがないように、今後とも慎重を期しなが
ら進めて契約を結んでいただきたいと思います。

　　じゃあ、この件に関してよろしいですか。（「きょうはどうするんです」「許
可するのかもしれないのか」「きょう決めなければ」「継続的なもので、少し保留
しながら、次回の結論が出るまで、話し合いが出るまで保留するというこ
とで、これを除いて」の声あり）

戸田農地主査 　　（挙手）

議 長 　　戸田主査。

戸田農地主査 　　本日のこの5番の案件につきましては、農業委員さんと当事者同士でもう
解決されているということですし、きょう議案で決まらなければ協力金のほ
うにも今年度の該当にはならないということになりますので、できれば継続
案件じゃなくて、本日許可するかどうかを決めていただきたいと思いま
すので、よろしく願いいいたします。

4 番 　　（高橋祐弘委員 挙手）

議 長 　　高橋委員。

4 番 　　電話していいですか。（「休憩して確認して」の声あり）

議 長 　　地元委員さんとちょっと連絡をとって、内容等を確認するというこ
とでしたので、一時休憩を挟んでいきたいと思います。

————— 休 憩 —————

議 長 　　では、地元の話が出たというふうなことで、今お話していただいて、こち
らでこれを持つのか、契約段階。

4 番 　　（高橋祐弘委員 挙手）

議 長 　　高橋委員。

4 番 　　4番高橋です。

　　今、遠藤伊一委員と電話連絡でお話をしました。ということで、今回〇〇
〇〇さんのこの土地ということで上がっております。今、本当に耕作放棄地
になっては困るということで、地元の委員も何とか荒らさないでつくっても

議 長

raitaiというこで、こういっだ中間管理機構を出してマッチングさせてあげたいというこで動いているようです。そして遠藤伊一委員の話では、土地改良さんなり、また地元の黒田理事さんとも若干お話しして、相談しているというこで、この未収のほうは間違いなく払わせるというか、払うように努力、努力というか、するというみたいな伊一さんのお話でした。というこで、ここで許可してもらいたいと思います。以上です。

という地元の意見。お願いしたいと。ただ、これ〇〇さん、地主のほうでこれ未納の分は持つということなの。それとも借り人のほうで出す。「いや、借り人というか、小作、未納、給付金とか、そういった小作料なんかを入った時点で返すというこで考えているようですが、まあ、〇〇さん本人、この入ってしまうと、使ってしまったたり、どこさか行ってしまうので、△△さんがそこら辺注意とか管理してやりたいということをお話しておりました」の声あり)

というこで、機構に貸し出した時点でお金を充てると、充当するというような方法。米平さんとすればそのようなこでまず。ただ、今後、こういっだ案件が出た場合、大変困るというこで、ある程度の道筋、やっぱり決めておかないと、今後こういっだこに対しては、先ほども言ったように、地元の委員さんの内容等においてのやっぱり調査等を欠かさず話を進めていくというこで、この件に関しては〇〇さんが支払いをしていくというこで、よかったんですね、結局は。「まず、そういっだ段階で、伊一さんも積極的にこのあれして、なすというこで」の声あり)というこでした。ただ、先ほども事務局から話があったんですねけれども、今回この案件に関して、本部会で許可をしていくというこで、まず時間がないというふうなこでしたので、何とかそういう方向で進めさせていただいいていかなものでしょうか。

ただ、前もってこういうものに関して、ある程度調査していただかないと、非常に議案書に載せるったってなんだって、非常にありがたいんだけれども、なかなかそこら辺まで、一遍、一遍貸し借りに関して米平さんとの連絡とって契約段階での連絡ということは、とってないだべね。一つ一つの確認というか。「とってません」の声あり)

このくらの数あるから、やっぱりこれもまた大変な、膨大な時間がかかるというこなので。ただ、今後、やっぱりこういうこわかった時点で、ある程度地元の委員なり、貸し借りを結ぶときには十分な調査をしていただきたいと思います。でないとなかなか結論、時間がないからこれを許可だというこでは、何か一つの流れに乗せられていくような形で、うちのほうで考え方というのは通っていかないようなものだから。

では、この件に関してはそういうようなことで、地元の委員さんも責任もって対応していくということなので、よろしいですか。

では、そのほか何かありませんか。ありませんか。

全 委 員
議 長

なし。

では、ないようですので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査
議 長
佐藤主査

(挙手)

佐藤主査。

議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、土地改良施行規則第4条第2項において充用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議します。

本件は、先の農地法第3条によるものでございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○ 成年後見人 △△△△、喪失者 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号2号 取得者 ○○○○ 成年後見人 △△△△、喪失者 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号4号 取得者 ○○○○ 成年後見人 △△△△、喪失者 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議題7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、別紙のマッチング案に基づいて農用地利用配分計画（案）を作成するため平成28年9月30日付で米沢市長から意見を求められたので委員会に付議します。お手元の資料の9ページから11ページまでの計3ページ分となります。

よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないようですので、これで第27回農地部会を閉会いたします。

閉 会 午前10時23分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年10月12日（水）

米沢市農業委員会

農地部会長

議事録署名委員

議事録署名委員
